

八尾市条例第29号

八尾市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「平等・開発・平和」を目標に掲げた国際婦人年以降、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准等を軸とした国際社会の動きと連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。そして、平成11年には、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。

しかしながら、固定的な性差観は依然として残っており、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じています。さらに、社会経済情勢が大きく変化する中で、格差の拡大やドメスティック・バイオレンスが社会問題化するなど、新たな課題が生まれています。

八尾市においても、人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画の推進に向けた取組を行ってきましたが、市民一人ひとりが性別によって社会的な役割を決められることなく、生き生きと暮らすことのできる社会の実現には、なお一層の努力が求められます。

八尾市は、多様な分野で市民の自主的な活動が活発に展開されるなど、市民活動の盛んなまちです。しかし、日々の活動は男女によって担われているにもかかわらず、活動の方針を決定する場に参画する女性の割合は高くありません。さらに、ものづくりのまちに代表される中小企業をはじめ、商業や農業等において多くの女性が従事していますが、男女の均等な雇用と待遇の確保には、なお至っていません。

豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる住みつづけたいまちをめざしてまちづくりを進めていくには、誰もが性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮でき、男女双方の視点や意見が地域コミュニティに、産業活動に、行政施策にと様々な分野に反映され、責任も成果も共に分かち合う男女共同参画の推進に向けた取組がより一層求められます。

このような認識に立ち、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、共に責任を担い、かつ、均等に成果及び利益を享受することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動によりその者に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者である男女間又はこれに準ずる親しい関係にある男女間において、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等をいう。
- (5) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。
- (6) 事業者 市内で、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思が同等に尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際的な理念及び情勢と関連していることから、その動向に留意して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、その推進のための体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業その他の活動を行うに当たり、基本理念に基づき、

男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、職場その他の活動の場における男女の対等な参画の機会の確保に努めるとともに、家庭生活との両立を支援するための環境整備に努めるものとする。

(協働)

第7条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、協働してこれに取り組むものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、個人の尊厳を侵すものであるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現、男女間における暴力を助長する表現その他過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画)

第10条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、及びこれを実施しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ八尾市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 5 市長は、基本計画の実施状況について、定期的にその概要を公表するものとする。

(広報啓発等)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、

広報及び啓発を行うとともに、相談体制及び支援策についての情報提供を行うものとする。

(教育及び学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(活動等への支援)

第13条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(意見、提案等の申出)

第14条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対し、意見、提案等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、男女共同参画の推進に資するよう迅速かつ適切に対応するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、八尾市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを行うものとする。

(相談への対応)

第15条 市長は、市民及び事業者から性別を理由とする差別的な取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。

(男女共同参画審議会)

第16条 男女共同参画の推進に関する事項について意見を聴くため、八尾市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 第10条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は委員15人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は

委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 4 委員は、学識経験者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、基本計画に相当するものは、第10条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。